

受給者証が使えない場合

通っている学校、幼稚園、子ども園などでケガなどをしたときは、(独)日本スポーツ振興センター災害共済の給付の対象となる場合は、医療機関では受給者証を提示せず受診してください。

災害共済給付制度の内容につきましては、通っている学校など、または安平町教育委員会学校教育グループ(☎2083)へお問い合わせください。

申請・手続きについて

手続きが必要と思われる方には7月上旬に直接通知しますが、通知がなかった場合についても役場窓口で手続きをされるようお願いいたします。

対象要件

①安平町に住所を有している
②社会保険や国民健康保険などの健康保険に加入している
③主たる生計維持者の所得が、町の定める金額を超えないこと

必要書類等

①受給者となる方の健康保険証②印鑑(認印可)③課税証明書(平成26年1月2日以降に安平町へ転入された方のみ)
※前住所地から取り寄せていただき、申請の際にお持ちください。

申請窓口

・健康福祉課国保・介護グループ(追分庁舎)
・住民生活課住民サービスグループ(早来庁舎)
※どちらでも手続きができません。

申請期日

8月1日から新しい受給者証を使用するためには、7月18日までに申請手続きが必要です。手続きをされた方、現在受給者証をお持ちの方には、8月1日に間に合うように郵送します。

※期日を過ぎて手続きされた場合は、8月2日以降の郵送となる場合があります。
新しい受給者証の適用日

8月1日(金)

問合せ 健康福祉課国保・介護グループ ☎4555

お知らせ

住宅建設奨励助成金が拡大されました

これまで町内3か所の分譲地(ラ・ラ・タウンおいわけ、若草団地、アイリスタウン)において町と土地購入売買契約を行い、住宅を建設した方へ該当奨励助成金を支給していましたが、今年7月から町内の分譲地以外で自己が居住するための住宅を建設した場合にも奨励助成金が支給されることとなりました。

対象となるのは、不動産登記における登記原因の日付が平成26年4月1日以降の住宅が適用となります。

※従来の町分譲地で、町と土地売買契約を結び住宅を建設した方への奨励助成金の支給については、次のとおり一部安平町商品券での支給となります。

〔分譲地における住宅建設奨励助成金〕

①住宅建設奨励助成金
・安平町商品券 20万円分

② 転入奨励助成金

・安平町商品券 20万円分

③ 転校準備助成金

・現金 10万円

助成金の支給については、申請及び添付書類の提出が必要となりますので、左記にお問い合わせください。

問合せ まちづくり推進課

☎2514

住宅建設奨励助成金(拡大分のみ)		
助成金名	対象	支給額
住宅建設奨励助成金	自己が居住する住宅を建設した方	商品券 10万円分
転入奨励助成金	上記に該当し、町外から転入する世帯へ	商品券 10万円分
転校準備金	上記に該当し、世帯に町内の小・中学校へ転校されるお子様がいらっしゃる方へ	現金 10万円



街中拠点施設活用団体を支援します

街中拠点施設を活用し、人々の集いや交流の場をつくることを目的に取り組む事業(行事)を行う団体へ、町予算の範囲内で事業費の助成をします。

対象者 町内に事業所等を有する法人又は団体(法人格の無い団体はこの代表者)

対象事業 団体自らが企画実施する催しのうち「まち・あいステーションラピア」または「ふれあいセンターいぶき」などを活用し、コミュニケーション活性化、街中に人々を集める催しもの及びにぎわい創出を促す行事等(ただし、構成員の飲食経費は含みません)。

助成額 下限を1万円、上限を3万円

募集期間 7月7日～31日

問合せ まちづくり推進課

☎2514